

「自治体システム等標準化検討会分科会」

第8回議事概要

日 時：令和2年3月16日（月） 13：15～16：50

場 所：中央合同庁舎4号館 12階 全省庁共用1214特別会議室

出席者（敬称略）：

（分科会長）

後藤 省二 株式会社地域情報化研究所代表取締役社長

（構成員）

渡邊 康之 筑西市企画部情報政策課係長

岡田 寿史 前橋市政策部情報政策課副参事

摩尼 真 町田市市民部市民課担当課長

伊藤 翼 日野市総務部情報システム課主事（坪田 充博 総務部情報システム課主幹の代理出席）

山澤 浩幸 三条市総務部情報管理課課長

福永 浩二 大崎町住民環境課課長補佐

押田 格 地方公共団体情報システム機構住民基本台帳ネットワークシステム全国センター運用部業務推進担当課長（樋口 浩司 住民基本台帳ネットワークシステム全国センター長の代理出席）

佐藤 勝己 地方公共団体情報システム機構研究開発部長

吉本 明平 一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部担当部長

三木 浩平 内閣官房情報通信技術総合戦略室政府CIO補佐官

欠席：福田 達夫 藤沢市総務部IT推進課課長

金泉 嘉昭 出雲崎町町民課課長

倉田 司 飯田市市民協働環境部市民課課長

野口 泰弘 神戸市市民参画推進局住民課システム担当係長

鎌田 英希 倉敷市企画財政局企画財政部副参事兼情報政策課課長

津留 薫 久留米市市民文化部市民課課長補佐

林 博孝 神奈川県町村情報システム共同事業組合主幹

(総務省)

平野 智也 総務省自治行政局住民制度課課長補佐(三橋 一彦 自治行政
局住民制度課課長の代理出席) (構成員)

大石 隆之 総務省情報流通行政局地域通信振興課専門職(磯 寿生 情報
流通行政局地域通信振興課課長の代理出席) (構成員)

安井 祥広 サイバーセキュリティ統括官室主査(大森 一顕 サイバーセ
キュリティ統括官付 参事官(総括担当)の代理出席) (構成
員)

植田 昌也 総務省自治行政局行政経営支援室長(構成員)

正木 祐輔 総務省自治行政局行政経営支援室課長補佐

小山 里沙 総務省自治行政局行政経営支援室課長補佐

【議事次第】

1. 開会
2. 意見交換
 - (1) 住民記録システム標準仕様書(案)について
 - (2) 統計について
3. 自治体の情報システムの標準化に係る政府の動向について
4. 閉会

【意見交換(概要)】

(住民記録システム標準仕様書(案)について)

- (1) 機能要件について
- 今後のデジタル社会に向けての機能というところで、引越しワンストップサービス等各種処理のオンライン化も考えている以上、「電子申請」という言葉は記載すべきではないか。
 - 引越しワンストップサービスの議論は承知しているが、まだ議論中と聞いているので、そこで結論が出てから反映を検討することとしたい。
 - 転出証明のQRコードを証明書の表面に印字する場合、改ざん防止用紙の絵柄を消す等の機能も、実装の段階で検討が必要である。
 - 審査・決裁のところ、一般市区町村には仮登録はいらないとあるが、小規模団体でも窓口業務を民間委託している場合や、デジタル化の一環として仮登録までのプロセスを自動化し、そのあと職員が確認して決裁するというような事務フローを取っている場合もあるため、仮登録機能は団体の規模を問

わず必要ではないか。

- 誤入力修正の履歴をデフォルトで証明しない以上は、仮登録してから確認というプロセスをとってしっかり確認すべき。近隣自治体では中核市から人口400人以下の町に至るまで仮登録機能を使用していると聞いている。
- 「4.0.8 審査・決裁」については、仮登録機能はあったほうが良い。なお、仮登録後の確認に際しては、ペーパーレス化を進める意図も含め、紙での印刷機能は実装せず、画面での確認方法を議論すべきではないか。
- DVに関する機能について、加害者は当該自治体の住民ではないことも多々あり、多くの自治体では対象者情報のみを管理していると思われるためそれでもDV加害者の情報を管理する方向に舵を切るのか、意図をよく考えて決める必要がある。
- 住基制度上、被害者から支援措置の申出を受ける時点で加害者情報を把握できている場合は、氏名や住所を記載してもらうことになっている。仕様書案では住民記録システムの中（住基DBとは別でもかまわない）にその情報を取り込む案としている。制度的にこの案にしなければいけないというわけではないが、加害者が来たときに情報漏洩を防ぐためには、関係部局は加害者を把握することが必要なので、将来的にどう管理すべきか自治体の意見が必要と考えている。今後の他業務連携でどう管理するかは一旦置いて、本仕様書においてどのようにデータを保持・管理していくのかしないのかという観点で意見をいただきたい。
- 住民データとして管理されるものと住民基本台帳として管理されているものの違いを意識する必要がある。特定個人情報の庁内連携において、住民基本台帳は行政の基本台帳であるため条例不要で全ての法定業務に庁内連携して良いと判断されるが、DV情報を仮に住民基本台帳DBの一部として取り入れると、住民基本台帳DB全体が要配慮個人情報になり、現状の庁内連携を許すことはできなくなると思われる。
- 指摘のシステム上の課題があれば、今後議論は必要だと思うが、今回は、要配慮情報であるDV情報をシステム上管理する上での課題ではなく、住民記録システムにおいてこのような情報をどう管理すべきかすべきでないかについて、現状や方針に関して議論すべきではないか。
- 当市の運用では、支援対象者に対して付箋という形で、注意情報をつけている。注意情報がついている対象者の帳票を発行しようとするするとアラートで抑止がかかり、どうしても発行しないといけない時は、DV担当者に連絡をして、来庁者を確認した上で、問題がなければDV担当者が帳票を発行する流れに

なっている。加害者情報はシステム上は証明書発行ができないというフラグを立てているのみで、基本的にはエクセルで管理している。システムで加害者情報を管理してもよいが、加害者が複数人の場合や、ストーカー等で不明の場合もあるので、ある程度自由度を持たせた欄にする等、管理の仕方が単純ではないかもしれない。

- 大都市であれば、統合宛名システム等複数のシステムに横串を刺すようなシステムで、DV被害者という直接的な表現ではなく、要配慮者等の項目を用意して連携させるケースもある。対象者がDV被害者、加害者であることを他システムに連携した方がよい場合もあるが、レッテルを貼ることで差別につながる危険性もあるため、要配慮の内容を明確にせずフラグを立てて、使いたい時は所管課に対して許可をとらないと処理ができないという機能を、統合宛名システムで実装することもある。都市の規模によって住民記録システムで管理するか共通システムで管理するかの差はあると思う。
- システムの実装として住民記録システムが持っているDBと、個人情報保護条例で個人情報ファイルとして指定されているデータがあり、そのデータの中には住民基本台帳法上の磁気ディスクで調製されている住民基本台帳に相当する個人情報ファイルがあるはずである。標準仕様書上の管理項目が、住民記録システムが持っている全てのDBを指しているのであれば、現在管理項目として挙げられているものの中には、住民基本台帳に相当する個人情報ファイルに含まれないデータもあるため、DV情報が住民記録システムのどこかに入っている、住民基本台帳に相当する個人情報ファイルには入っていないという整理ができるが、今の標準仕様の書きぶりでは、それが明確でない。統合宛名システムやエクセルのようなサブシステム等、他のDBにDV情報を置く等、仕様書に明確に管理方法を示しても、各パッケージで問題のないよう設計することというような表現にしても良いが、方針をはっきりさせるべき。磁気ディスクで調製されている住民基本台帳に相当する個人情報ファイルと住民記録システムのDBがイコールということになると、DV情報を入れると全てのファイルが要配慮個人情報になってしまうため、注意が必要である。
- 住民基本台帳に相当する内容は、864行目から878行目の内容として既に示している。
- 基本的にはそのとおりだが、ふりがな、宛名番号を住民基本台帳に対応する個人情報ファイルの項目として入れているシステムは存在する。個人情報ファイルは論理的な定義だが、論理的にDBのあるレコードの部分だけを取り

出して個人情報ファイルと定義すると運用が複雑になるので、通常使用する項目をまとめて、住民基本台帳法の規定よりも拡張した概念として自市の個人情報ファイルを定義し、そこへのアクセス管理をしている自治体が多い。その拡張部分にDV情報を入れてしまうと個人情報ファイル全体を、要配慮情報として取り扱わなければならないため、システム上従来通り拡張して良い項目と、気軽に拡張できない項目を整理すべきである。

- 加害者の宛名番号を管理項目にするのであれば、加害者が市外の人である可能性を踏まえると、統合宛名や住登外といった住民記録システム外のところでDV情報を管理することになる。ただ、宛名番号を管理項目としないのであれば、どこの自治体も加害者の氏名、生年月日は管理しているため、住民記録システムで管理するという選択肢もある。
- 住基制度とマイナンバー制度の考え方の違いがある。マイナンバー制度のときは、マイナンバーが入っているDBが特定個人情報として、他の情報とは区分けされてローカル側で管理される。そのローカル側にあるファイルが中間サーバへアップロードされ、中間サーバとローカル側が1対1対応になるという考えだったと思うが、住基の場合は住基ネットにあるものは個々の団体側にあるDBのいくつかの項目の抽出物であり、住基ネットにあるものは個々の団体のDBの一部という考え方をする。
- 仕様書に書く上では、まずは従来どおり紙やエクセルで管理したいのか、システムに搭載したいのか意見を聞きたい。システムに搭載すべきとの意見があれば、その意見を踏まえた上で、そのための課題を議論することになる。他部局連携の話や対象者や加害者のフラグを要配慮情報等の丸めた表現とすべきかという問題は確かにあるが、その議論を一度置いては方針を決められないのであれば、ここは議論ができないので、標準化の対象から落とすしかないと思う。
- DV管理機能をシステムに搭載し、標準化することに賛成する。エクセル管理はセキュリティ的に弱いので、隔離されたDBで管理すべき。システム標準化に当たり、DV支援の業務についてもある程度標準化した方針が示されるのであれば、どこも同じ運用になると示すことができ、住民の安心感は高いと思う。
- 事務局でDV情報をどう管理しているかを準構成員に確認したところ、確か、提供自治体との関係やパッケージに応じて、宛名システムで管理していたり、個々のDBに入れていたり管理の仕方は様々だったと記憶している。現在の案は住基の中のDBに持つか、他のDBに入れるかを検討しようとして

いるが、既に宛名システムで管理している自治体にとっては、それを変えなければならぬというのをおかしいという議論もあると思っていた。制度上、DV被害者の氏名、住所の情報を管理しておかないと窓口で証明書の発行等を止めることができないので、全ての自治体が情報自体は管理しているという前提で、その管理方法について実態や意見を聞きたい。

- 支援対象者を保護するために住基でどこまでの情報を持つか、また、持つべき情報をシステム上どうやって管理するのか、対象者の特定のみを行うのか、備考欄で足りるのか等を確認する必要がある。
- 現行のDV支援措置で対応できないので、システム連携をしたほうがいいという話ではない。現行制度においても被害者から提供された情報の範囲内の加害者や加害者側の人間に対しては抑止をかける必要がある。また、加害者が子供の法定代理人である場合も抑止をかけるような方法が必要である。なお、今議論しているのは既存の制度や運用を強化するための方策ではなく、現行の運用でも抑止をかけている対応について、今後システムにおいてどう管理すべきか、ということ。将来的には住民基本台帳担当ではない、税、福祉、国、県等の様々な窓口で適切に抑止をかけなければいけないというケースも想定されるため、他課や他機関への情報連携のあり方についての議論はあると思うが、他課では新しい情報が入ることは想定されておらず、被害者から受け取った情報をどう連携するかという問題になる。支援措置対象者の情報をどの程度他の情報と差別化して管理すべきかを慎重に議論しないと事務が煩雑になる可能性もある。その検討の入口として、まずここで住民記録システムとしてDBをどのように管理すべきか、別管理とすべきか、どの方法が利便性や安全性に資するか意見を聞きたい。
- 考え方・理由に悪意の者に示唆を与える内容が含まれているという懸念があるなら、インターネット上で公表するときに該当部分をマスキングする等公表の仕方を配慮すればよい。
- 7.4.1の就学通知（転入学通知）・区域外転出通知（転退学通知）という記載について、就学通知と言うと新しく就学する人に見えるが、この趣旨で言うと、転入学通知、転退学通知と（ ）内だけ書けば良いか。
- 転入学通知以外の通知は出していない。4月から学校に入る人が転入してきた場合は教育委員会から就学通知を出して対応してもらっており、年度途中での転入者に限って、市民課が転入学通知を出している。
- 転入の届の時に市民課で転入学通知や転退学通知は発行していない。教育委員会の学務課の事務になるので、そちらに寄るように案内をしている。

- 就学通知は入学した時に使われていたり、転入学の時に使われていたり自治体ごとに運用はバラバラになっている。また、就学通知だけを使っており、転入学通知、転退学通知を使っていない自治体もある。
- 用語は統一的に使われているわけではなさそう。多くの自治体が学務課に引き継いでいると思うが、住民記録システムの機能として他の手続と一括して就学通知を出力する機能が必要かは、ワンストップサービスの推進の観点も含め、検討する必要がある。
- ワンストップの観点から、こういう機能があることは良い。

(2) 様式・帳票について

- 「20.0.1 様式・帳票全般」に記載の内部帳票の画面レイアウトについては、項目を自由に配置できるようにするのはやめたほうが良い。今の運用から標準の運用に変えるという方針を打ち出す意味でも、自由度を持たせる文面はやめたほうが良い。
- 履歴の記載について、住所Aに転入し、本当は住所Bに転居するところを間違えて住所Cにした場合、履歴の1行目が「住所Aに転入」、2行目が「住所Cに転居」、3行目が「住所Bに異動（誤記訂正）」となるが、本仕様では、住民票の写しにおいては、誤記訂正の履歴を非表示にすることとなっているため、本来誤記がなかった場合は「住所Aに転入」、「住所Bに転居」となるべきところ、「住所Aに転入」、「住所Cに転居」となり、住所欄の住所のみがBに訂正されるという矛盾した状態になってしまう。誤記訂正によって矛盾が生じないように、単に誤記訂正の履歴を消除するのではなく、中身を入れ替える機能が必要ではないか。
- 閲覧簿については、住民基本台帳の写し（閲覧用）として標準仕様書に掲載されている様式を出力している。また、内部確認帳票については、できれば確認対象である届出書と同じフォーマットが良いが、原則ペーパーレスで対応するというのであれば、原案の住民票の写しのレイアウトでも差し支えない。また、これ以外の確認帳票としては、固定資産税の縦覧簿があり、必要に応じて出力することとしているが、極力ペーパーレス化したいと考えているため、紙に出さず端末で閲覧する場合もある。ただし、ペーパーレス化を意識するとしても、どうしても出力したい場合に紙で出力する機能は必要だと思う。世帯連記式の住民票の除票の写しについては、小規模自治体ではあまりニーズがないため、不要。そもそも除票の150年保存を考えると、過去の世帯について、同時に除票になった世帯員のみを誤りなく世帯連記式で出力する

ことは難しい。

- 閲覧簿は、住民基本台帳の写し（閲覧用）として様式例に記載された形で良い。確認帳票のフォーマットは、原案のとおり住民票の写しのレイアウトで良い。現在もこのフォーマットで確認しており、一番見やすいと感じている。除票の写しは必要性がどの程度か分からないが、年金の手続に使うため、現住民と削除された住民の情報が両方必要な場合に、住民票と除票に分けず、世帯連記式で1枚にまとめて出力することで、手数料を抑えたいというニーズが過去にあった。
- 転居前住所を証明すべきかについては、担当課に確認したところ、法律に則って、法律上記載のない事項の証明はやらないという運用にすれば問題ないとのことだったので、原案通りの項目で良い。
- 転居前住所については、証明する必要があるれば、様式レイアウト案に示したように統合記載欄に記載してもよいという整理にしている。ペーパーレス化は、進めたい思いはあり、紙での出力機能は実装しないところまで踏み込みたいが、まだ確認等を全て画面で行い、ペーパーレス化に成功している自治体のモデルを示せないため、今までできていた帳票の紙出力ができなくなったことを不便に感じ、標準仕様書を使ってももらえないとなると、標準仕様書の性質上困る。分科会構成員の自治体の中では完全ペーパーレス化を目指す意識が共有できているが、他の1700の自治体はここまでの議論を知らないため、単純に確認帳票が紙出力できない不便なシステムだと思われることを懸念している。そのため、現在の案ではペーパーレス化を原則としつつも、紙出力機能も実装することとしている。
- 21.4の関連する項目の表示・非表示を連動させる機能については、当市のシステムでは実装している。筆頭者を非表示とし、本籍地だけ表示したいというケースはあまりなく、どちらも出しても差し支えなければ両方出し、不要ならどちらも出さないことが合理的ではないか。
- 自市のシステムは項目を連動させていないため、過去に、本籍地は表示させたいが筆頭者は非表示にしたいというニーズに応えたことがある。
- コンビニ交付だと、世帯主と続柄、本籍と筆頭者はセットでありかなしかを選択することを全国共通の仕様としている。
- 項目を連動させないニーズもあるようなので、事務局案を維持する。

（3）文字について

- 文字について、文字基盤の活用に向けての位置づけをきちんとして、現行

の文字の持ち方が多様であることから経過措置的に対応する方法も含めて述べている。JIS規格も新しい検討をしているが、今年発効するものであれば対応するという整理となっている。

- システム的にはかなり踏み込んだ内容となっている。文字情報基盤に既存住基の文字を紐付けるためのツールがないと大変だと思う。昔作った不要な外字を内字と同定する作業も大変だと思うが、あるべき姿はこのような内容だと思う。戸籍の抄本の連携が始まっているので、戸籍の文字がどの程度本案のように文字情報基盤と親和性があるものなのかは気になる。
- 戸籍については、必要に応じて法務省に確認をして、動向を把握してもらいたい。
- 文字コードはUTF-16ではなくISO10646と記載するのが正しい。UTF-16は文字符号化方式にあたる。文字符号化方式は、政府CIOのガイドブックではUTF-8が推奨されているが、UTF-16が使用されているのはなぜか。
- ベンダとの協議の結果、文字符号化方式は、基本日本語を扱う住民記録システムでは、日本語を主に扱う場合にサイズが小さくなるUTF-16を採用した。
- 現行の住民記録システムではMS明朝を10ポイントで使用しているが、IPAmjはフォントサイズがMS明朝と違うため、画面が崩れてしまうとベンダに聞いたことがある。画面を全部変えると相当なコストが予想されるため、標準仕様のフォントサイズをMS明朝等の汎用的なフォントのサイズに変更できないのか。
- 文字情報基盤を使えるフォントは現在IPAmj明朝しかないが、機能要件ではフォントを規定しているのではなく、文字セットと文字コードだけを規定しているので、今後文字情報基盤に対応したフォントが他に開発されれば、IPAmj明朝を使わなくても構わない。標準仕様書案に、文字についての経過措置を記載しているが、経過措置期間中は文字情報基盤文字との互換性を常時確保することを前提にベンダ独自文字を使うことも認められるため、MS明朝を使うこともできるが、将来的には文字情報基盤文字に対応することが求められるため、それに合わせたフォントを使う必要がある。画面が崩れることについては、住民記録システム全体の画面を変えるのではなく、外字を入力するツールを表示する画面だけであれば過大な負担とはならないと聞いている。
- 氏名や住所等、外字が出てくる画面はたくさんあり、通常の画面で正しい文字が表示される必要がある。

(4) 統計について

- この整理で問題はない。実装段階で画面での範囲指定や異動事由の整理等の細かい調整が必要となる。できれば調査をする側も、標準仕様の機能の範囲内に収まるような項目で統計調査をしてほしい。
- この内容は住基ネットから出せるのではないか。もし住基ネットから情報が抽出できるのであれば、住民記録システムの機能からは外して開発コストを抑え、都道府県が自ら住基ネットを見に行き統計をとってもらう形が望ましい。
- 現行法では、住基ネットに連携する情報は、4情報と住民票コード、個人番号、異動情報等に限られる。連携するデータを増やすべきという議論もあるかもしれないが、必要最小限のデータを流すという趣旨で法案が成立した経緯もあり、また、国籍等の情報は法務省での検討が必要となる。そのため、本標準仕様書でそこまで踏み込むことはできない。
- 住基ネットという大きな枠組みを変えることはハードルが高い。一方で統計調査は市区町村にとって負担が大きい面もあるため、各都道府県が連携して、一定の統計情報を広域自治体として活用する等の工夫が進むと良い。また、都道府県側から統計に関する機能の要望を聴取する必要はないか。
- 都道府県側から統計関係の機能の要望があるかどうかについては、本調査は都道府県の統計担当課あてに行ったものなので、わからない。都道府県の市町村課等を相手に検討する余地はあるかもしれないが、機能を求めればきりがないとも思う。

(5) 全体を通しての意見・指摘等

- 国から都道府県経由で市区町村にも連絡がある。令和2年度は住民税など他の業務でも標準化の検討がスタートする。他分野からの問い合わせがあるかもしれないので、それぞれで対応して欲しい。
- 初期の検討会で議論した通り、現在の仕様書には印鑑証明の機能が入っていない。これは、今回の標準化のスコープに入っていないが、オールインワンパッケージ等同時調達した場合は、印鑑機能を別途記載して調達することも妨げないという意味だが、意見照会の際には、現行の記載ではその趣旨がわからない自治体からの意見が殺到するのではないか。標準仕様書のスコープ内は要件を守ってもらう必要があるが、スコープの外に関しては別途仕様で調達してもよいとはっきりわかる記載にすべき。
- 本標準仕様書に定めた機能の実装に当たっては、他システムとの横での連携を確保するために、地域情報プラットフォーム、中間標準レイアウト仕様が

きちんとアップデートされることが必須となる。関係各所が歩調を合わせて、不足項目がないようにアップデートしてほしい。

- 標準仕様書が固まったら、メンテナンスや法改正対応をどのようなスキームでやっていくかの議論が必要かと思うが、そこについてもスケジュールや方針を示してほしい。
- 標準とする以上、常にメンテナンスする必要があることは認識している。会議体を常設するのか、別の主体に委託するのか等、方法は色々あるかと思うが、それについては本検討会とは切り離して、総務省が責任を持って検討する。

以上